

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.2 (1912. 4)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120400--001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120400--001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

を以て真理とせるかを知るに苦まじむる所一二にして足らざる。又  
缺點と云ふには非れど、日本の讀者の立場よりすれば本書は論文  
體を用ひずして講演體を用ひ時としては會話體を採れるを以て英  
語に堪能ならざる讀者には反つて解し難き所多からん。本書は又  
脱字跡からず。

若し本書を以て本書の模範書とも謂ふべきスミス、ミル、マーシ  
ヤルの著書と比較せば、本書は獨創の點に於て將又哲學的基礎に  
於てスミス及マーシヤルに遠く及ばざると同時に兩の哲學的思  
想の弱點を有せず。又ミルの銳利の觀察と筆法とを缺くと同時に  
ミルの獨斷的傾向を避けたり。又各其當時の經濟學研究を網羅せ  
る點に於て、スミスが自由貿易と放任主義とを過重視し、ミルが  
歴史的研究を輕視し、マーシヤルが單に經濟學の一部を論じたる  
に反し、本書が經濟原論の全體に亘り重なる學說と研究とを紹介  
せるは本書の成功と見るべし。

要するに本書は貿易に關する一節を除きては何等の新たに學界  
に貢獻する所なく、又讀者の思想を刺戟するに足るものなけれど、  
全般に亘りて經濟學最新の進歩を代表せるものとしては本書を置  
きて他に無からん。本書は米國人向に著述せしものなりと雖も苟  
くも經濟學を専攻せるものは米國人、日本人たるを問はず一讀せ  
ざるべからず。(高城)

# 三田學會雜誌

號二第年五十四治明

次目 號二第 卷六第

### 介紹評批

- 堀江教授著「中央銀行と金融市場」
- フィッシャー原著河上學士評釋「資本及利子歩合」
- デー原著三上氏譯述「世界商業史」
- 廣中法學士著「獨逸殖民新論」
- フィリップス原著 經濟政策後篇(下卷)
- 氣賀教授解說

### 雜錄

- 主觀的價值論沿革の一節 變應義塾 大學講師 小泉信三
- 我國上中古に於ける都府の發達 文學士 松本彦次郎
- 物價の變動と當座預金 高城仙次郎

### 論說

- 効用遞減の法則成立の根據 法學士 河上肇
- 犠牲の研究 變應義塾 教授 板倉卓造
- 伊土戰爭と國際法 法學博士 河津暹
- 取引所制度の改善につきて 法學博士 河津暹
- 白河樂翁公の「物價論」を評す ドクトルオプ フキロソフナイ 高城仙次郎

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

# 營業御案内

徽 章 賞牌

金銀木盃 七寶

其他美術金屬各種

期日正確、技術精巧、品質純良、價格低廉

右之通御注文に應じ調製上納申上可く候間多少に不拘御用命の程伏て奉願上候

東京市麴町區飯田町三丁目十番地

諸官省 各學校 御用

日本帝國徽章商會

鈴木梅吉

電話番町八百五十七番

## 三田學會雜誌 第六卷第二號

### 論 說

#### 效用遞減の法則成立の根據

河 上 肇

余の考ふる所に依れば、效用遞減の法則は、少くとも次に述ぶるが如き三個の事情の作用に依つて始めて成立するもの也。

#### 一、享樂能力の有限

人間五尺の體軀、如何に酒を嗜むとも引續いて一斗の酒を傾くること難く、如何に煙草を好むとも引續いて十匁の刻みを喫むことも難からん。是れ即ち享樂遞減の法則の生ずる所以にして、而して此の享樂遞減の法則は乃ち茲に謂ふ所の效用遞減の法則の依つて生ずる所以の一原因たるもの也。

效用遞減の法則成立の根據